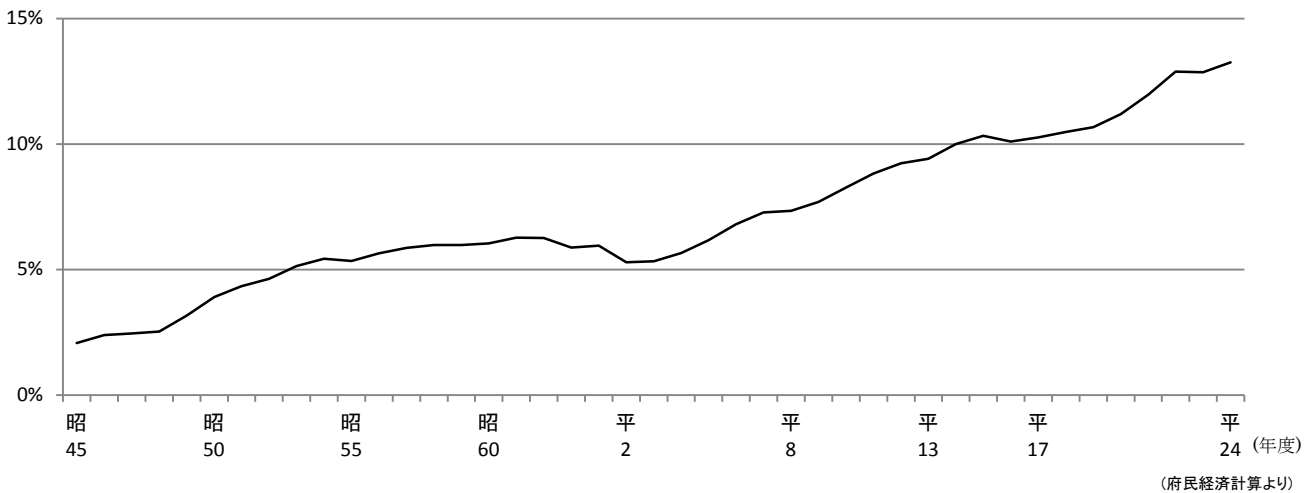


2 社会保障の分析

近年、第 23 図に示すよう GDP (府内総生産) に対する社会保障費割合が年々増加している。ここでは日本及び大阪府の社会保障を受けた「社会給付」と原資となる「社会負担」の主だった内容について、国民経済計算及び府民経済計算によって近年の動向を確認し、その原因を考察する。

社会負担と社会給付の内訳項目については、この項の最後に一覧を記載する。

第 23 図 大阪府 一般政府が支払う社会保障給付額の対名目 GDP 比



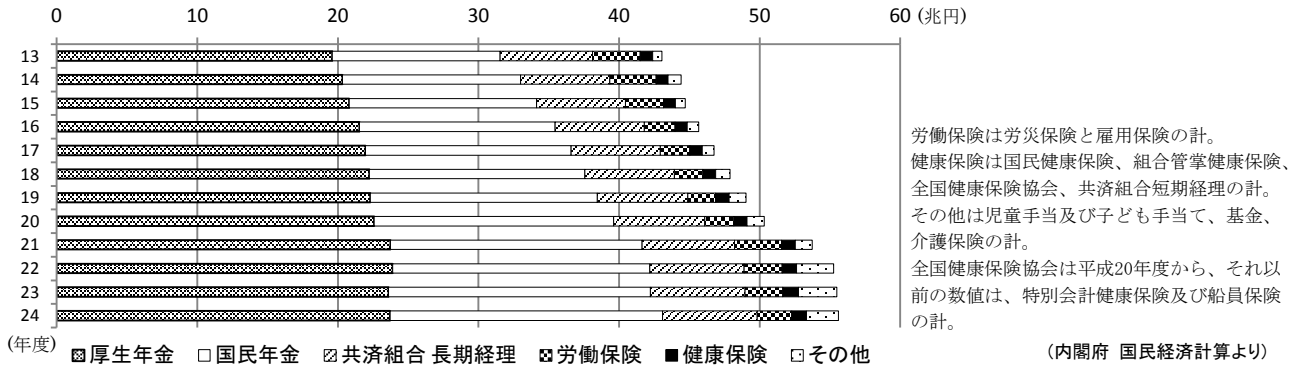
老齢年金等の「現金による社会保障給付」は社会の高齢化と同調し増加

社会の高齢化に伴い年金給付額が増えていることが考えられるため、老齢年金が含まれる「現金による社会保障給付」の動向をみる。

第 24 図 に日本全体の現金による社会保障給付の動向を示した。現金による社会保障給付の大部分が厚生年金、国民年金及び共済組合 長期経理で占められており、近年は特に国民年金の増加が著しい。年金合計額の給付が増加しているという傾向がわかる。

第 24 図 日本全体 一般政府から

家計への現金による社会保障給付



次に大阪府の状況をみる。

第 25 図に大阪府における厚生年金の受給者数と受給者 1 人当たり平均受給額の推移を示す。

年金受給額は消費者物価指数に応じて額を改定するものとされていたが、平成 12 年度に物価スライド特例措置が適用された。これにより、平成 13 年度及び平成 14 年度の年金額は改定されなかった。その後、平成 15 年度及び平成 16 年度の年金額に対して、物価下落分の改定が行われ、両年度における受給額が減少した。

また、平成 16 年度の年金改正で保険料水準固定方式が導入された。これは、最終的な保険料水準を定めて、その負担の範囲内で給付を行うよう給付水準が、自動的に調整される制度である。加えて保険料率も以降毎年引き上げられている。

保険料率は引き上げられたものの、厚生年金の 1 人当たり受給額は、受給者の大幅な増加及び被保険者となる雇用者数の減少の影響を受け、下がり続けている。

次に、第 26 図で大阪府における国民年金の受給者数と受給者 1 人当たりの給付額の推移を示す。

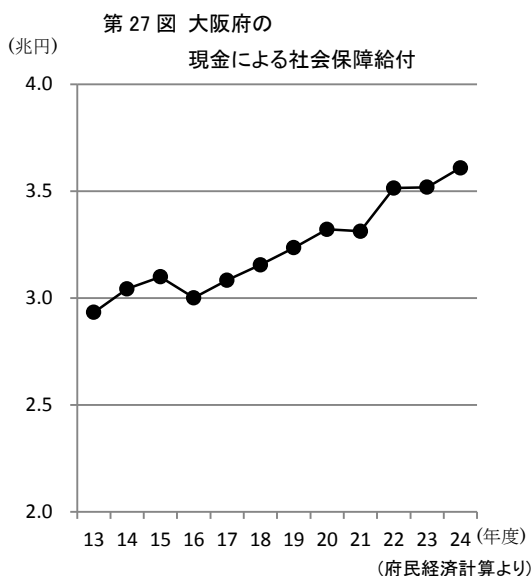
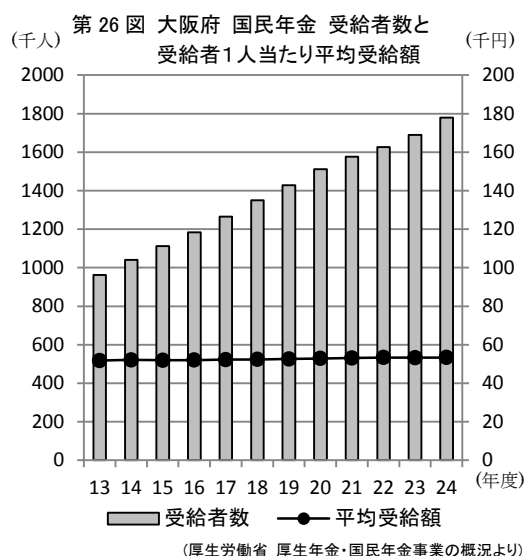
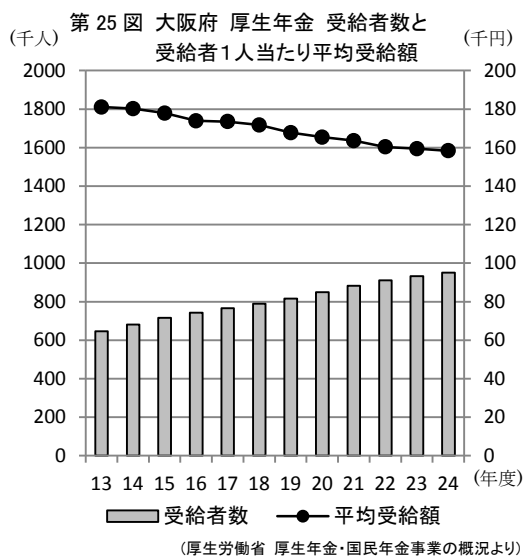
国民年金においても、平成 16 年度の年金改正で、保険料水準固定方式が導入されたが、一方で国民年金の国庫負担割合が平成 21 年度までに 2 分の 1 へと引き上げられた。

また後述するが、国民年金保険料が年々引き上げられている。

このことから国民年金の 1 人当たり受給額は、ほぼ一定した状況となっている。

現金による社会保障給付の大部分が年金で占められており、厚生年金及び国民年金の受給者が年々増加している。

第 27 図に示すよう、大阪府の現金による社会保障給付は、年々増加していることがわかる。

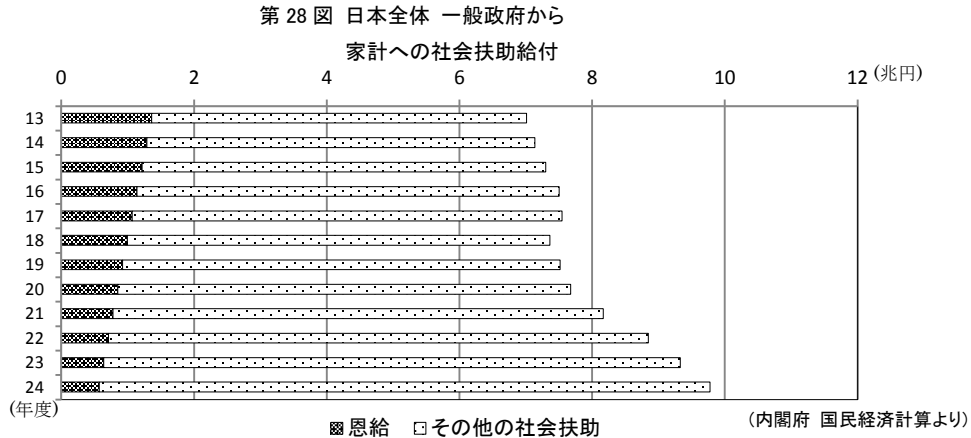


生活保護等の「社会扶助」も増加の一途

最近よく話題に挙げられる生活保護が含まれている「社会扶助」の動向をみる。

社会扶助には遺族等年金、恩給も含まれるので正確ではないが、おおよその傾向はつかむことができる。

第 28 図に日本全体の社会扶助の動向を示した。



恩給は、昭和 34 年に制度移行しており、以降は共済制度となっているため年々減少している。第 28 図をみても、恩給の給付額は減少しており、平成 24 年度には社会扶助給付額の 10 パーセントにも満たなくなったことがわかる。

一方、その他の社会扶助が大きく増加しており、社会扶助給付全体は、増加している。

ここで、その他の社会扶助に含まれる生活保護に焦点を当て大阪府の状況をみる。

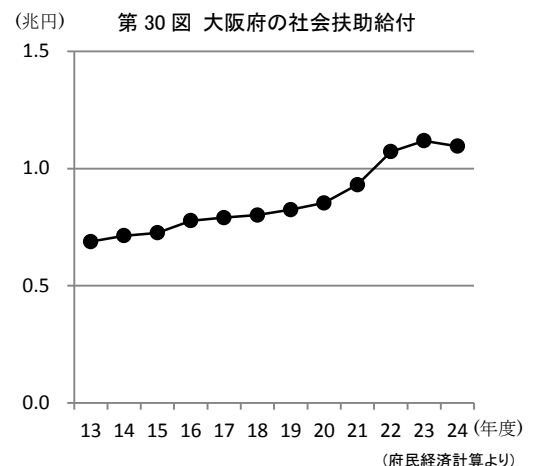
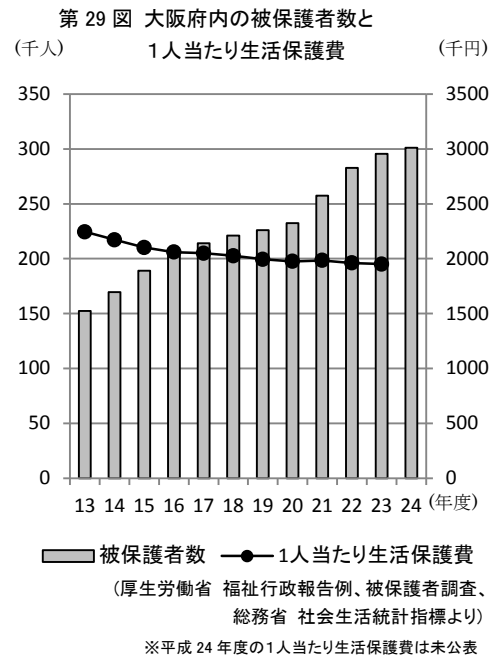
大阪府内における被保護者数と 1 人当たりの生活保護費を第 29 図に示す。

被保護者 1 人当たり生活保護受給額は、近年、右肩下がり傾向となっている。しかし、それ以上に被保護者数が、大きく増加していることがわかる。

このため、第 30 図に示すよう大阪府の社会扶助額も年々増加傾向となっている。

なお、被保護者数の増加は、必ずしも高齢化だけが原因というわけではない。

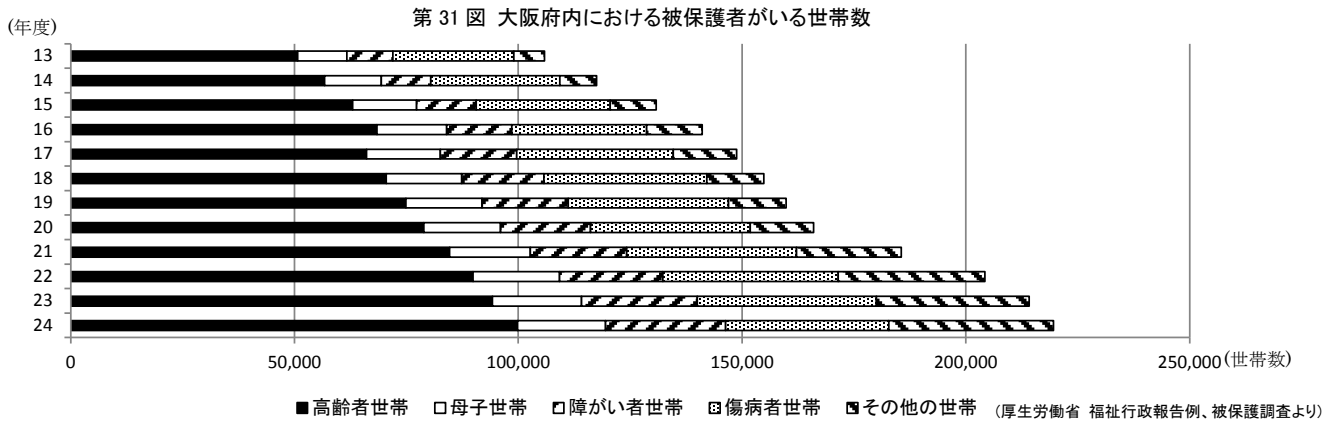
第 31 図に、大阪府内における被保護者がいる世帯数の推移を示す。確かに、大阪府内における被保護者がいる世帯の



うちで、高齢者世帯数が年々増加している。

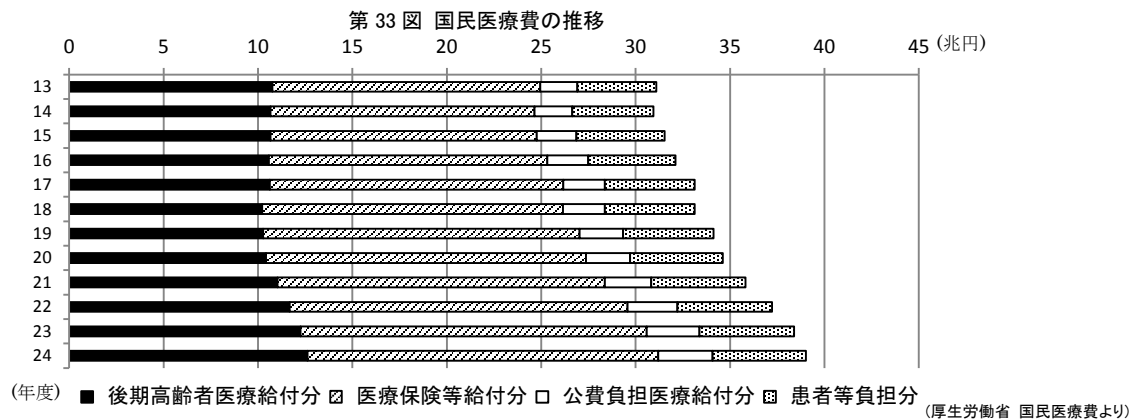
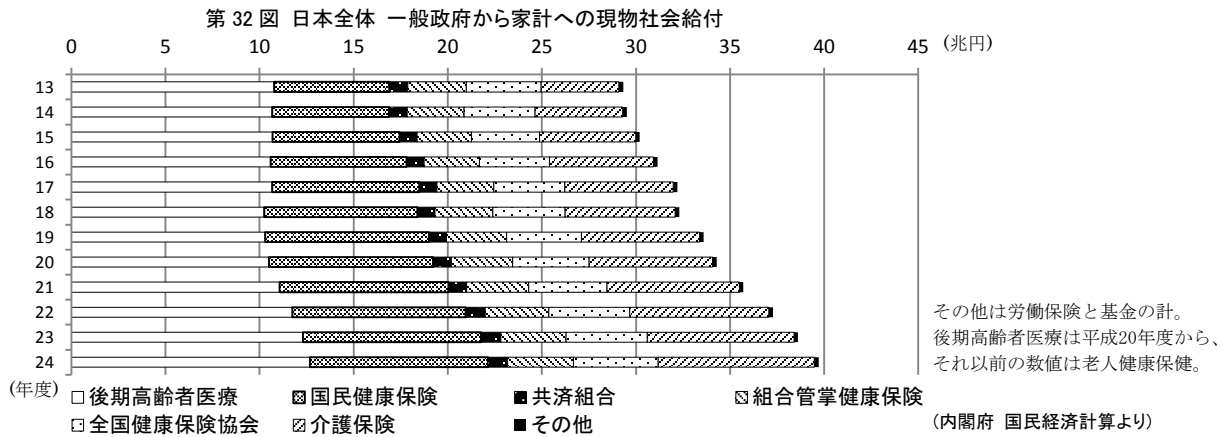
しかし、高齢者世帯以外も増加しており、被保護者がいる世帯の比率を見てみると、約4割から5割ぐらいで推移しており、高齢者以外の受給者も増加していることがわかる。

特にリーマン・ショック直後の平成21年度から大きくその他の世帯が増加している。これは生産年齢層(15歳～64歳)がいる世帯が不況によって職を失う等で経済困窮に陥り、被保護者がいる世帯となったものが増加したものではないかと考えられる。



医療保険・介護保険等の「現物社会移転」も増加

医療費の増加も、社会問題の一つとなっている。ここでは、医療保険給付、介護保険給付が含まれる「現物社会移転」の動向をみる。



なお、現物社会移転とは、社会保障基金が、家計に対して払い戻しを行う「払い戻しによる社会保障給付」と、現金によらず医療サービス等を直接家計に支給する形での「その他の現物社会保障給付」の2つから成り立っている。医療保険給付等は後者にあたる。

第32図に日本全国の現物社会移転の動向を示した。また、第33図に国民医療費の動向を併せて示した。

第32図の後期高齢者医療の額と第33図の後期高齢者医療給付分の額、第32図の国民健康保険、共済組合、組合管掌健康保険、全国健康保険協会の合計額と第33図の医療保険等給付分額が、それぞれほぼ一致していることがわかる。このため、第33図の国民医療費のうち、医療保険等給付分、後期高齢者医療給付分が著しく増加していることと同期し、第32図の現物社会給付の各項目が増加していることがわかる。医療サービス費が大きくなると、現物社会給付は大きくなる。

第34図に、大阪府における国民医療費と1人当たり国民医療費の推移を示す。大阪府においても、全国と同じく国民医療費は増加傾向にある。これは大阪府における高齢者の増加が原因ではないかと考えられる。

国民医療費が増加傾向にあるため、第35図に示すように大阪府の現物社会移転は増加傾向にあることがわかる。

社会給付に対する社会負担も重く

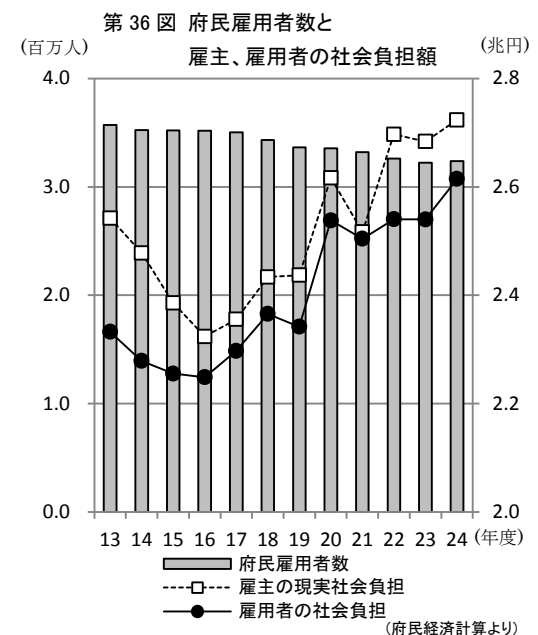
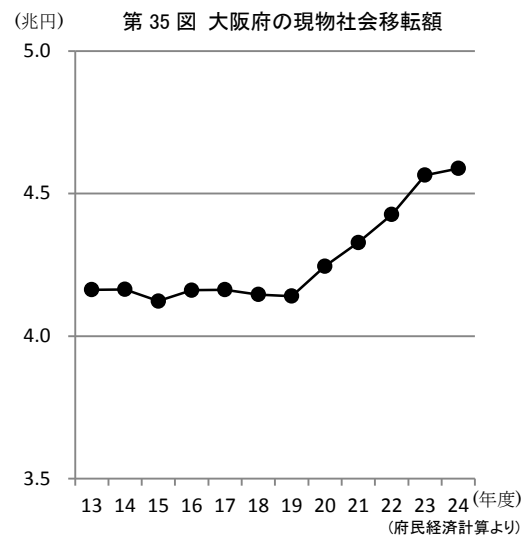
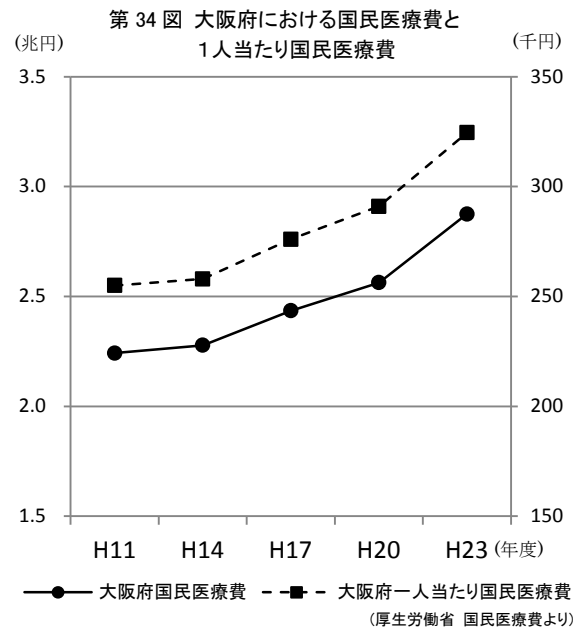
社会給付が、全体的に見ると増加傾向であるということは、相対する社会負担も増加している傾向であることが考えられる。

社会負担のうち、雇主の現実社会負担と雇員の社会負担を第36図に示す。併せて社会負担を担う府民雇用者の数を示した。

雇主の現実社会負担額は、平成16年度を境に上昇傾向にあり、雇主にかかる負担が増加していることがわかる。同じく雇員の社会負担額も増加傾向にある。

一方、府民雇用者数は年々減少している。

このことから、雇員1人当たりの負担が増えているこ



とが考えられる。

第 37 図に被保険者 1 人当たりの国民年金保険料及び厚生年金料率を示す。

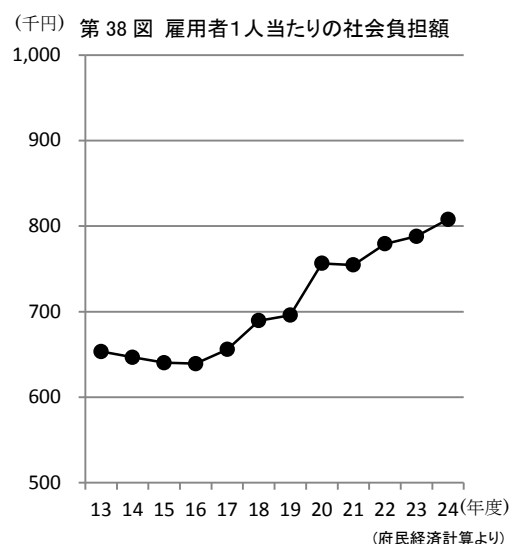
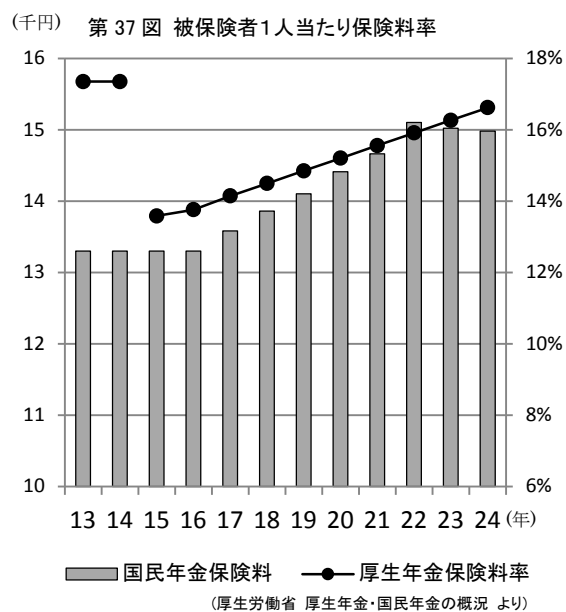
厚生年金保険料率は平成 15 年度に総報酬制が導入され、賞与までを全て対象にした上で保険料率が下げられたため、断層となっている。また、現金による社会保障給付の項目で触れたよう、国民健康保険料及び厚生年金保険料率は、国民年金法及び厚生年金保険法により、平成 29 年度まで引き上げられることが決定されている。

上記のように、保険料率が年々上昇しているため、第 38 図に示すよう、雇用者 1 人当たりの社会負担額は年々増加傾向にあることがわかる。

おわりに

以後、社会の高齢化に伴い社会給付はますます増加することが考えられ、これを支えるために、社会負担が増加することとなっていく。

現在の社会保障制度が続いた場合、雇用者数の減少に伴って、雇用者 1 人当たりの社会負担額はさらに増加していくことが予想される。



家計部門における社会保障の内訳項目

社会負担	現実 社会負担	社会保障基金 への負担	雇主の 強制的現実社会負担	社会保障基金は、社会全体もしくは大部分を対象として社会給付を行う組織。加入が法律で義務付けられている。共済組合及び健康保険組合等が該当。 左記の項目は雇主と雇用者のそれぞれの社会保障基金への負担。
			雇用者の 強制的社会負担	
	年金基金 への負担	雇主の 自発的現実社会負担	年金基金は、年金及び退職一時金給付のために積立られた基金の運用主体。厚生年金基金、適格退職年金等が該当。 左記の項目は雇主と雇用者のそれぞれの年金基金への負担。	
		雇用者の 自発的社会負担		
帰属社会負担			社会保障基金、年金基金等の外部機関を利用せず、雇主が雇用者に支払う福祉的な負担。	

社会給付	現金による社会保障給付	社会保障基金から家計に対して現金の形で給付されるもの。 厚生年金、国民年金、共済、児童手当等が該当。
	年金基金による社会給付	年金基金から家計に対して現金の形で給付されるもの。 厚生年金基金、適格退職年金等が該当。
	社会扶助給付	一般政府及び対家計民間非営利団体から家計への移転のうち、社会保障制度外のもの。 生活保護、遺族等年金、恩給等が該当。
	無基金雇用者社会給付	社会保障基金、年金基金等の外部機関を利用せず、雇用者が雇主から受取る福祉的な給付。 退職一時金等が該当。
	現物社会移転	一般政府及び対家計民間非営利団体が、家計に対して財貨・サービスを給付するもの。 医療保険給付及び介護保険給付等が該当。